

中学校歴史的分野において「憲法」をどう教えるか

～歴史的分野と公民的分野の接続を意識して～

阿部哲也（江東区立深川第五中学校）

1. 本発表の目的

本発表では、中学校社会科の歴史的分野において「憲法」を教える際、どのように体系立てて教えるべきか、特に各単元に点在している憲法に関わる内容をどう接続していくか、発表者なりの授業構想を示している。本発表を通して、様々なご批判をいただき、今後の実践に向けた足がかりとしたいと考えている。

2. 発表の概要

日本国憲法第97条が「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と記しているように、憲法は特に近代以降の世界（日本）の歴史上の産物であり、かつ現代・未来に与えられた課題であると言える。そのような「憲法」の意義を生徒が深く理解し、さらには現代社会を多面的・多角的に考察していくためには、まずは歴史的分野において憲法に関する体系だった学習を行った上で、公民的分野での学習に接続していく必要があると考えられる。

本研究ではまず、①歴史的分野における法教育に関する先行研究の検討、②歴史的分野と公民的分野における指導要領上の記述・教科書記述の比較検討、③「憲法」に関わる教科書記述の検討を行った。そこからは、歴史的分野で法に関する内容を扱う意義、歴史的分野と公民的分野での学習内容の違い、歴史的分野における憲法学習の課題等が見出された。それらを踏まえた上で、本発表では「憲法」を軸とした、単元・分野を超えた見通しを持てる授業を提案する。

授業づくりにつき、構成については大坂（2017）や鈴木ほか（2018）等の実践の枠組みを参照し、憲法に関わる内容については坂野（2020）や樋口（2021）等を参照した。具体的には、①市民革命、②大日本帝国憲法成立、③ワイマール憲法、④大正デモクラシー、⑤日本国憲法成立を取り扱う授業をそれぞれ「憲法」をテーマとして貫くように配置し、単元が異なっても、可能な限り生徒が相互の関連性を見出し、かつ公民的分野でも生かせる内容となるように工夫した。

今後の課題としては、①今後実践を通して本研究のねらいが達成できるか検証すること、②歴史教育の視点から本研究を検討し直すこと等が挙げられる。

3. 参考文献（主要なもの）

- ・大坂誠（2017）「立憲主義の歴史的修正・発展—中学校社会科歴史的分野における立憲主義の実践」『民主主義教育21』（12）39-47
- ・坂野潤治（2020）『明治憲法史』筑摩書房
- ・鈴木正行・高倉良一・守田逸人・小野智史・池田良・大和田俊・山城貴彦（2018）「学習者の体系的法意識の形成を図る法教育教材の開発—授業実践・教科専門・教科教育担当者の協働を通して—」『香川大学教育実践総合研究』（36）1-14
- ・樋口陽一（2021）『憲法（第四版）』勁草書房